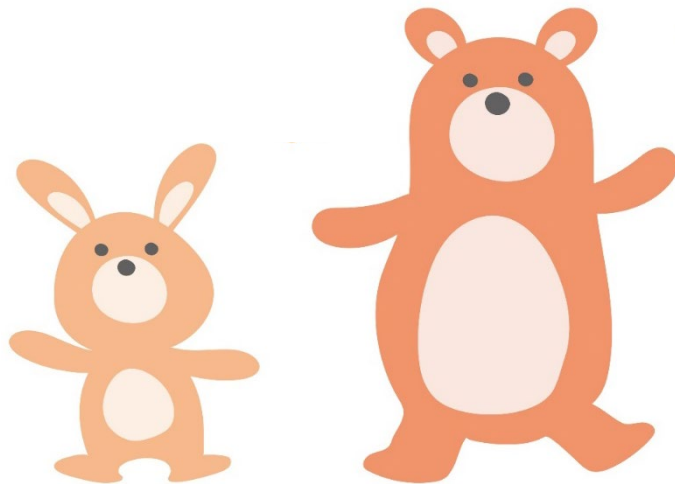


こどものための 養育計画書作成の手引き



出典 日本加除出版（株）HP
令和6年度法務省調査研究事業掲載資料より
(<https://www.kajo.co.jp/chosakenkyu/2024/youikumain.html>)

令和7年3月24日 参議院法務委員会
日本維新の会 嘉田由紀子

目 次

第1	はじめに	3
第2	養育費について	6
1	養育費とは	6
2	養育費の取決め方法	6
	(1) 養育費を支払う者と受け取る者	6
	(2) 養育費の金額	6
	(3) 支払期間について	6
	(4) 支払時期	7
	(5) 支払方法	7
	(6) その他	7
第3	親子交流	9
1	親子交流とは	9
2	親子交流に当たっての心構え	9
3	親子交流の取決め方法	10
	(1) 親子交流の内容・頻度	10
	(2) 受け渡しの場所	11
	(3) 父母の連絡方法	11
	(4) その他の約束事項など	11
第4	重要事項の決定方法	14
1	重要事項の決定とは	14
2	こどもの生活場所や転居	14
3	こどもの医療について	15
4	こどもの進学・就職について	15
5	その他の事項について	16
第5	再協議について	16

第1 はじめに

この養育計画書は、離婚や別居の後もお子さんが健やかに成長できるように、お子さんの養育に必要な事項を父母の間で取り決めておくものです。

離婚や別居は父母双方の生活に大きな変化をもたらすものですが、お子さんにとっても大きなできごとです。両親の離婚や別居を経験したお子さんには、不安や落ち込みなど様々な感情が生じやすいといわれています。

そのような状況の中で、**お子さんの幸せを実現**できるのは、両親をおいてほかにありません。お子さんのおかれた状況はケースバイケースですが、それぞれの状況に合わせて、**両親それぞれが適切な形でお子さんの成長を支えていくことが**、その後のお子さんの健やかな成長と幸せにつながるでしょう。

この計画書では、お子さんの健やかな成長を支えるために必要な事項として「**養育費**」、「**親子交流**」、「**重要事項の決定**」を取り上げています。

お子さんの養育について父母の間であらかじめ話し合っておくことは、お子さんにとって重要であることに加え、長期的に見ると、親自身にとっても、子育ての中で生じる負担を分担したり、相手とのやりとりなどによるストレスを減らしたりすることにもつながるというメリットがあります。

これからの安心や笑顔のためにも、この手引きを読みながら、**お子さんの幸せのためにできること**を考えてみましょう。



この計画書は、お子さんのこれからの健やかな成長と幸せに向けて、それを支える両親に検討していただくものです。それぞれの状況に応じて、必要なサポートも得ながら作成、活用していただきたいと思います。自分たちだけで話し合うことができるか不安があるという場合には、自治体の相談窓口や弁護士等の専門家、離婚等を専門に扱っているADRなどの民間団体に相談することも検討してみてください。また、心身に対する暴力などの被害により安全な話し合いが難しい状況にある場合は、親子の安全と安心を確保するためにも、まずは専門機関に相談しましょう。

—この計画書を作るにあたって、特に配慮していただきたいことを3つ記載します—

1 こども自身の思い・気持ちに耳を傾けること

こどもは両親の離婚や別居の際に様々な気持ちを抱きますが、親のことを気遣って、自分の思いや気持ちを言い出せないことも少なくありません。だからといって親の都合だけで計画書を作成したのではこどものためにはならず、長続きもしません。

難しいことですが、こどもの思い・気持ちに耳を傾けることも求められます。これは親が知りたいことを根掘り葉掘り聞いたり、決断を迫ったりすることとは違います。

こどものペースを大事にしながらこどもの様子を見守り、その気持ちに耳を傾けるようにしましょう。

親がそのような姿勢を持ち、こどもが自発的にその本心を話せるような環境を整えることによって、こどもも自分の思いや気持ちを伝えてもよいと思うようになるかもしれません。

また、こどもには両親の状況や今後の見通しをこどもが理解できる言葉で説明することも大切です。

詳しくは、法務省が作成した離婚を考えている方に向けた動画の中の「3. こどものためにできること」の[チャプター](#)をご覧ください。



2 親同士がこどもを巻き込んで争うことがないようにすること

こどもは両親の言葉や態度を敏感に感じ取っています。別居や離婚の際に両親の争いにさらされることによって、こどもの成長、発達に悪影響が生じる可能性があることが、国内外の多くの研究で分かっています。

この計画書を作るために、こどもを争いに巻き込んでしまっては本末転倒です。また、③のとおり、こどもの発達や成長によって、望ましい形も変わってきます。

書面を作ることを自体を目的にするのではなく、相手も（自分と同じく）こどもの親であるということを尊重し、その意見や子育てに関する考え方にも耳を傾け、こどもの成長を支えることができるような親同士の関係を目指しましょう。

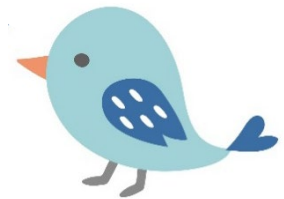


3 成長するにつれて環境は変わっていくこと

こどもが成長するにつれて周囲の環境も変わっていきます。例えば、小学生であったこどもが中学校に進学することによって、**生活のリズムや友人関係が変化**したり、新たな**部活や習い事**などに熱中するようになるかもしれません。

こどもの成長にとっては、こうした**学校生活や友人との交流**も、親との関わり合いと同様に欠かせないものです。

いったん取り決めたことも、**事情や環境の変化**に伴い、当初の計画書どおりにいかなくなることも生じるでしょう。そのような場合にも、「計画書が守られていない」として相手を責めるのではなく、**こどもの状況に合わせて柔軟に話し合う姿勢**を持つことが大切です。



*これらの点を理解した上で、次の点を一つ一つ確認しながらチェックを付けてみてください。

- ☐ こどもの健やかな成長を第一に考えて計画書を作成します。
- ☐ こどもが自分の思い・気持ちを伝えられるよう、こどもが本心を話せるような環境を整え、こども気持ちに耳を傾けます。
- ☐ 親同士がこどもを巻き込んで争うことがないように十分に配慮します。
- ☐ お互いがこどもの親であることを尊重し、話し合いを拒否したり自分の意見を一方的に押しつけたりせず、相手の意見に十分に耳を傾けます。
- ☐ こどもを取り巻く事情や環境が変わっていくことを理解し、今後も柔軟に話し合う姿勢を持ちます。

⇒以上の項目にチェックを付けた上で、次ページ以降の具体的項目に進んでください。



法務省が作成した離婚を考えている方に向けた動画では、離婚によって親子が受ける影響、お子さんへの関わり方、親子交流や養育費など、離婚の際に知っておくといふことを解説しています。まずはお子さんの目線で離婚や別居について考えてみましょう。



具体的な相談先は、こちらの**法務省ウェブサイト**を御参照ください。

【悩んだときは専門家に相談してください】

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00013.html

第2 養育費について

1 養育費とは

養育費とは、こどもを監護・教育するために必要な費用のことをいいます。一般的には、経済的・社会的に自立していないこどもが自立する（例えば、大学等を卒業する）までに要する費用を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれに当たります。



養育費は、こどもの健やかな成長のために大変重要なものです。離婚に伴って、こどもと離れて暮らすこととなった親であっても、また、こどもの親権者ではなくなった親であっても、引き続きこどもとの関係を大切にし、その成長を支えるためにも、養育費について話し合っておくようにしましょう。

2 養育費の取決め方法

こどもが新しい生活をスムーズに始められるよう、養育費については金額や支払方法などを具体的に決めておくことがよいでしょう。

(1) 養育費を支払う者と受け取る者

誰が誰に対して養育費を支払うかを明確にしておく必要があります。書式の「支払う側」、「受け取る側」に必ず丸印を付けてください。

(2) 養育費の金額

養育費は、こどもが日常生活を送る中で日々必要となるものですので、まずは 1か月当たりの金額を決めておくといよいでしょう。具体的な金額については、こどもの生活状況や父母の収入等に応じて、話し合いによって決めることが必要ですが、その際には、裁判所が公表している「養育費算定表」が参考になります。

(https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryo/H30shihou_houkoku/index.html)

この算定表は、家庭裁判所の実務においても参考にされているものですが、養育費の金額はそれぞれの事情に応じて決められるものですので、飽くまで算定表は目安であるということに注意してください。

(3) 支払期間について

いつからいつまで養育費を支払うかを必ず決めておくようにしましょう。

支払の始期については、例えば、計画書を作成した月又はその翌月からとすることが考えられます。

支払の終期については、養育費はこどもが自ら働いて経済的に自立するまで支払う必要があるものですので、成年に達したからといって終了するとは限りません。大学等への進学の可能性なども踏まえて、こどもが経済的に自立するために十分な期間を定めておくようにしましょう。

具体的には「〇年〇月まで」とか「子が22歳に達した後に初めて到来する3月まで」などと定めておくことが考えられます。

(4) 支払時期

毎月の養育費を支払う期限を決めておくようにしましょう。例えば、1 か月ごとに支払うことにする場合には、「毎月●日に」と定めておくようにしましょう。数ヶ月分をまとめて支払うような場合には、例えば「毎年2、4、6、8、10、12月の各●日までに2か月分」と合意をしておくことが考えられます。

(5) 支払方法

養育費をどのような方法で支払うかを決めておくようにしましょう。後のトラブルを避けるためには、支払履歴が残る方法（金融機関への振込みなど）によることが望ましいです。他の方法によることも可能ですが、そのような合意をする場合には、具体的な方法を明記しておくようにしましょう。

(6) その他

そのほか養育費については次のような取決めをしておくことも考えられます。

ア 特別な費用の負担（進学や病気等）

月額で定める養育費には、公立学校の教育費や通常の治療費などこどもの日常生活に必要な費用が含まれていますが、こどもの進学や病気等に伴って、それだけでは対応できないような特別な出費が発生することもあります。

こうした特別な費用については、今後も連絡や話し合いがスムーズにできる間柄・関係にあるのであれば、柔軟に対応できるように、その都度話し合って負担を決めることとしておくことも考えられます（例①）。

他方で、何度も話し合うことによるトラブルやストレスを避けたいという場合には、あらかじめ負担の割合を決めておくことも考えられるでしょう（例②）。

また、例えば、こどもの年齢や就学状況等から、今後大学への進学が見込まれているようなケースでは、入学金や授業料について、詳細に合意をしておくことも考えられます（例③）。

例① 特別な費用が発生した場合には、その都度話し合うこととする場合

「子●の進学、病気その他特別な事情による費用の負担については、別途協議することとします。」

例② 特別な費用についてあらかじめ負担の割合を決めておく場合

「〇〇は、子●の進学、病気その他特別な事情による費用の負担が生じた場合には、その費用の合計額の2分の1を負担することとします。」

例③ 大学の進学費の負担について詳細に合意する場合

「〇〇は△△に対し、子●が大学等（専門学校や短期大学を含む。）に進学した場合には、その入学金及び授業料（の●●%に相当する金員）を、毎年3月末日までに支払います。△△は〇〇に対し、入学金や授業料の金額が分かる資料を交付します。」

イ 毎月の支払額を変動制にする場合（ボーナス支払時の加算等）

前記2(2)のとおり、養育費の額については、まずは月額で定めておくことが望ましいです。もっとも、例えば、収入の状況によっては、ボーナスの支払月に多めに支払い、その分だけ他の月については金額を抑えておく方がスムーズに支払ができることもあるでしょう。



こうした取決めをする場合には、「金額」欄には基本となる金額を記載しつつ、「その他」欄に、「養育費の金額については、毎年7月と12月にそれぞれ●万円を加算します。」などと、具体的な月と加算する金額を記載するとよいでしょう。

第3 親子交流

1 親子交流とは

親子交流とは、こどもと離れて暮らしている親が、**こどもと定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること**をいいます。

こどもは、両親の離婚を経験する中で、「自分が悪いことをしたのではないか?」、「自分を嫌いになっていなくなってしまったのではないか?」などと不安な気持ちになることもあります。



親子交流は、父母それぞれの立場から「あなたが悪いのではない」、「離れて暮らしているけれど、どちらの親もあなたのことを大切に思っている」という気持ちを伝えていく一つの方法です。

また、親子交流は、こども自身が、父母との離別という事態を乗り越えて、離れて暮らす親の愛情や信頼を確かめ、自己のアイデンティティーを確立し、いつでも両親に寄り添ってもらえるという安心感ももたせてくれることが期待されます。適切な形での親子交流を通じて、こどもと離れて暮らしている親も、こどもの養育に関わり、親としての責任を果たしていくことが、こどもの健やかな成長と幸せにつながるでしょう。

親子の安全・安心を確保することができないなど親子交流をすることがこどもの利益に反する場合において、親子交流を推奨するものではありません。

2 親子交流に当たっての心構え

親子交流は、こどもにとって楽しい時間を過ごすためのものですので、**同居親も別居親もお互いの悪口を言わない**ということに注意してください。こどもは、一方の親から他方の親の悪口を聞かされると、自分が責められているように感じたり、どちらかの親の味方をしないといけないと感じて、苦しい気持ちになることがあります。こどもにとっては、二人ともかけがえのない親です。こどものためにも、こどもの前では言い争うことがないようにしましょう。

また、本来親同士で話し合うべきことについて、**こどもを間に挟まないように**することも大切です。こどもは親の板挟みになると、困ってしまいます。他方の親に連絡すること

なく、こどもとの間で勝手に約束したり、**こどもに他方の親に対する伝言をさせたりしない**ようにしましょう。

養育計画書の書式の「その他の約束事項など」には、こうした注意事項を記載していますので、お互いに確認の上、チェックを付けてください。

3 親子交流の取決め方法

親子交流は、こどもの健やかな成長のためにとても大切なものですが、こどもにとって望ましい親子交流を行うためには**父母双方の理解と協力**が欠かせません。親子交流の方法、時期、回数等については、こどもが安心して親子交流を楽しめるように、こどもの年齢、健康状態、生活状況等を考えながら無理のないように決めることが大切です。

(1) 親子交流の内容・頻度

親子交流の方法には、直接会って交流する方法（**直接交流**）のほかに、ビデオ通話、電話、手紙、メール、SNS等を通じて交流する方法（**間接交流**）もあります。

直接交流については、その内容（日帰りか宿泊か）や頻度（週●回、月●回など）を決めておくといよいでしょう。

間接交流については、その方法や時間等を決めておくといよいでしょう。定期的な交流のほかにも、**夏休みなどの長期休暇**をどのように過ごすかについてあらかじめ話し合っておくことも考えられます。

もちろん、これらを組み合わせることも可能ですので、例えば、日帰りの親子交流を定期的に行いつつ、長期休暇については○泊の宿泊をするといった取決めをすることもできます。

内容や頻度をどの程度具体的に決めておくべきかは、それぞれの間柄（関係性）やこどもの状況によっても異なります。特に、こどもは、成長するに伴って**取り巻く環境が変化**していきます。例えば、**部活や習い事**を始めたことによって決められた時間に親子交流をすることが難しくなることもあるかもしれません。

今後も連絡や話合いが十分にできる間柄（関係性）にあるのであれば、余り詳細に決めすぎない方がこどもの生活状況や急な事情変更（こどもの体調悪化など）に柔軟に対応できます。このような場合には「**その都度協議する**」、「**○に○回程度**」などと抽象的に決めておくほうがよいでしょう。

他方で、方法や頻度等をあらかじめ詳細に決めておいた方がスムーズに交流ができ

るという場合には、例えば「〇に〇回、〇曜日午前〇時から午後〇時まで」などと具体的な日時、交流の時間を決めておくことも考えられます。

また、こどもが低年齢である場合は、こどもの体力や心身の状況を考慮して、こどもの負担とならないように交流の時間等に配慮する必要があります。比較的高年齢のこどもの場合は、塾・部活・習い事・交友関係等に配慮して、ゆとりをもった概括的な取決めが適していることもあります。

なお、急な事情変更に対応するためには、例①のように代替日の提案について約束をしておくことも考えられます。

例① 代替日の提案

「やむを得ない事情により親子交流を実施することができなかったときは、〇〇は、△△に対して、代わりの日時を提案して話し合いをすることとします。」

(2) 受け渡しの場所

親子交流を開始する際、終了する際に、こども又は他方の親とどこで待ち合わせをするかをあらかじめ決めておく、親子交流をスムーズに行うことができるでしょう（受け渡しについて第三者機関のサポートを受ける場合については、後記(4)才参照）。

(3) 父母の連絡方法

親子交流の日時場所の連絡や、こどもの体調悪化など突発的な事情に対応するために、親同士の連絡方法をあらかじめ決めておくようにしましょう。

(4) その他の約束事項など

親子交流については、他にも以下のような項目について約束をしておくことが考えられます。

ア プレゼントやお小遣い

こどもと離れて暮らす親からのプレゼントやお小遣いは、常識的な範囲のものであれば、適切な親子交流の方法の一つとなるでしょう。



プレゼントやお小遣いは必ず決めておかなければならないものではありませんが、お互いの監護教育の方針には様々な考え方がありますので、トラブルを避けるためにはあらかじめ大まかな約束事について取り決めておくことも考えられます。一例として、例②のようにプレゼントやお小遣いを渡すタイミングを決めておくことが考えられます。

例② プレゼントのタイミングについて取り決める場合

「〇〇と△△は、△△が子●の誕生日、クリスマス・・・等の特別な機会にプレゼントを渡すことに合意します。」

イ 学校行事等への参加

こどもの年齢や就学状況に応じて、こどもの授業参観や運動会、文化祭など学校行事への参加について話し合いをしておくことが考えられます。

こうした学校行事は、こどもと離れて暮らす親からすると、こどもの成長を見守るための機会となりますが、あらかじめ話し合いをしておかないと親同士のトラブルとなる可能性もあります。例えば、交互に参加することとする場合には例③のように取り決めておくことが考えられます。

例③ 父母が交互に行事等への参加をすることとする場合

「〇〇と△△は、こどもの参観日や学校行事等について交互に参加することに合意します。」

ウ 親族等の立会い

親子交流の際に、親の親族（こどもの祖父母等）が同席するかどうかが問題となることがあります。特に同席について支障がないのであれば、あえて特別に取決めをする必要はありませんが、親族の同席について意見が異なる場合には、例④、例⑤のように事前連絡や回数等についてあらかじめ取り決めておくことが考えられます。

例④ 祖父母の立会いについて事前に同居親に連絡することとする場合

「こどもの祖父母が親子交流に同席する場合には、あらかじめ〇〇に連絡をします。」

例⑤ 祖父母等の立会いについて回数等を決めておく場合

「こどもの祖父母が親子交流に同席するのは年に〇回とし、それを超える同席が必要な場合には、あらかじめ〇〇に連絡をして承諾を得ることとします。」

エ 第三者機関（親子交流支援団体）を利用する場合

こどものために親子交流を実施すること自体は前向きに考えていても、相手との様々なやり取りに不安やストレスを抱えている方もいらっしゃるかもしれません。

そのような場合には、民間の親子交流支援団体のサポートを利用することもできます。親子交流支援団体では、連絡の仲介や親子交流の付き添いを行うなどの活動を行っています。親子交流支援団体については、法務省の [ホームページ](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00286.html) (https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00286.html) において、「親子交流支援団体等の一覧表」(※) を公表していますので、参考にしてみてください。

なお、親子交流支援団体による支援としては、例えば、父母間の連絡調整（具体的な日時や場所等を決めるための連絡を代わりに行う）、受渡し支援（こどもの受渡しを代わりに行う）、見守り支援（親子交流の場に付き添い、親子交流を見守る）などがありますが、その支援の内容は団体によって様々です。

親子交流支援団体を利用する場合には、その支援の内容、条件や費用等について合意をしておくことが考えられますが、そのような取決めをする際には必ず事前に当該団体に連絡をして支援内容等を確認し、利用の申込み等の手続をするようにしてください。

(※) なお、この一覧表は、法務省ホームページへの掲載を希望された親子交流支援団体等を掲載したものであり、全ての親子交流支援団体等が掲載されているものではありません。親子交流支援団体等は、民間の団体や個人であり、公的機関が運営するものではありません。また、法務省が親子交流支援団体等の活動内容を調査したり、保証したりするものでもありません。

オ こどもに関する情報提供

離れて暮らす親にとっては、こどもの健康状態、学校生活、生活状況や成長ぶりなど、こどもの日々の暮らしの様子が分からずに、不安を抱く場合もあるかもしれません。

このような場合には、一緒に暮らす親から、定期的にこどもの写真、様子・成長ぶり、大切なイベントなどの情報提供があると安心できるでしょう。



もっとも、このようなこどもの情報提供は、父母がこどもの利益のために情報を共有することで、こどもに対する責任を果たし、円滑な協力をするためのものであって、争いの手段や道具とすべきものではありません。この点に十分に配慮して、こどもの成長のためのルール作りをするよう心掛けてください。

第4 重要事項の決定方法

1 重要事項の決定とは

未成年のこどもの監護教育（こどもの世話や教育・医療など）や財産の管理については、法律上、親権者が、こどもの利益のために、権利を有し、義務を負うとされています。もっとも、親権者でないからといって、こどもの養育に一切関与できないということではありません。また、親権者であるからといって、こどもの養育に全ての責任を負わなければいけないというわけでもありません。

親権者をどのように定めるにせよ、父母それぞれが、こどもにとって一番望ましい形でこどもの養育に関わることが重要です。こどもの成長を支えるためには、特に、こどもの住む場所、医療、進学・就職などの重要な事項について、両親で話し合う機会を設けたり、あるいは、何らかの形でこどもと離れて暮らす親とも情報を共有することが、こどもにとっても望ましいことがあるでしょう。

そこで、以下では、このような重要事項の決定方法についての取決め方を説明します（なお、最終的に話し合いがまとまらない場合は親権者がこれらの重要事項を決めることになります。また、心身に対する暴力等のおそれがある場合には、父母の話し合いや情報共有が強制されるものではありません。そのような場合は専門機関に相談することも検討してみてください。）。

2 こどもの生活場所や転居

離婚や別居の後、こどもがどこで誰と生活するかは、当然のことながら、今後のこどもの生活にとって大切です。十分に話し合った上で決めるようにしましょう。こどもが父母のどちらかと同居する場合には「生活場所」欄の①にチェック等を入れてください。



父母が交代でこどもの面倒をみるなど監護（子育て）の分担をするような場合（例：平

日は一方の家、土日は他方の家など）には同欄の②にチェックを入れつつ、「親子交流」の「宿泊あり」欄等を利用して、具体的にどちらがどのようにこどもの面倒を見るのかを記載してください。

また、こどもの進学や同居親の転勤等に伴って、こどもの転居が必要となる場合があります。**転居する際の協議方法**についてもあらかじめ話し合っておくとよいでしょう。こどもの転居については、例えば、「**転居する際の協議方法**」欄の①のように、父母の話合いで決めることが考えられるほか、同欄の②のように、父母のどちらかが決めることとしつつ事前に転居先を連絡することも考えられますので、よく話し合った上で、チェックを入れてください。**その他の合意をする場合には同欄の③にチェックを入れつつ具体的な協議方法について記載を**してください。

3 こどもの医療について

未成年のこどもの医療についてどのようなことを取り決めておくかは、こどもの健康状態や持病の有無等によっても変わりますが、例えば、大きな手術など、**こどもの健康に大きな影響を与えるもの**については、（ア）父母の話合いで決めることとする、（イ）父母の一方が決めることとしつつその内容については他方にも連絡をするといった取決めをしておくことが考えられます。他方で、軽微な怪我や風邪の治療などの日常的な医療に関する事項や、突発的な事態が生じた場合の緊急の医療は、父母のいずれかが単独で決めることとし、後できちんと説明や連絡をすること等を取り決めておく方が、こどもにとっては望ましいでしょう。

「医療」欄の①は、こどもの医療については、父母の話合いで決めることとしつつ、**日常的な医療行為**（軽微なけがや風邪の治療などのケース）や**緊急の医療行為**（話し合う時間的余裕がないケース）については、父母のどちらも単独で決めることができるものです。同欄の②は、こどもの医療については父母の一方が決めることとしつつ、重要な医療行為については、他方にも連絡することを約束するものです。

4 こどもの進学・就職について

未成年のこどもの進学・就職の決定は、こどもの将来に大きな影響を与える出来事です。こどもの年齢や就学状況などにもよりますが、（ア）父母の話合いで決めることとする、（イ）父母の一方が決めることとしつつ、その内容については他方にも通知するといった取決めをしておくことが考えられます。もっとも、（ア）による場合であっても、日常的に発生する学校とのやり取りや事務手続などはどちらか一方が行うこととしておいた方がよい場合

も多いでしょう。

「進学・就職」欄の①は、こどもの進学・就職についての事項は、父母の話し合いで決めることとしつつ、**日常的に発生する学校とのやり取りや事務手続など**はいずれか一方が行うこととするものです。「進学・就職」欄の②は、こどもの進学・就職に関する事項は、父母の一方が決めることとしつつ、重要な事項については他方にも連絡することとするものです。



5 その他の事項について

以上のほかに父母の間であらかじめ話し合っておくことが考えられる事項として、①**海外旅行や留学**、②**アルバイト**、③**こども名義の財産の管理**などがあります。

これらの事項についてもあらかじめ協議方法を決めておくこととする場合には、前記3や4の医療、進学・就職などの欄を参考に、その内容を記載してください。上記①から③まで以外の事項で特に取り決めておくべき事項があれば「その他」欄にチェックを入れて具体的な内容を記載してください。

第5 再協議について

こどもを取り巻く環境は、こどもが成長するにつれて変わっていきます。また、父母自身の生活状況も、就職・転職や再婚などによって変わっていく可能性があります。そのため、話し合っただけで決めたことであっても、**こどもの利益を考えて、柔軟に変更したり再度話し合ったりすることが望ましい場合**があり得ます。

こうした**事後的な事情の変化**については、あえて取決めをせずに随時話し合うこととすることでもよいですが、例えば、作成日から〇年が経過した時点、こどもの小中学校等への入学時、父母の再婚時など、あらかじめ**ターニングポイント**で再度話し合いの機会を設けることとしておけば、再協議を持ちかけやすくなるでしょう。

また、話し合いに当たって **ADR 等の第三者機関のサポート**を受けることとすることも考えられますが、そのような場合には「その他」欄にその旨を記載しておくこととスムーズに再協議ができるでしょう。